

**東中学校** 入間川1011

174	8月1日(水)・2日(木)	9時～16時30分	一般
175	8月6日(月)・7日(火)	9時～16時30分	一般

**中央中学校** 入間川1752 1

176	8月11日(土)・12日(日)	9時～16時30分	一般
177	9月8日(土)・9日(日)	9時～16時30分	一般

**入間川中学校** 下広瀬494 82

178	9月8日(土)・9日(日)	9時～16時30分	一般
-----	---------------	-----------	----

**入間中学校** 南入曽433

179	8月11日(土)・12日(日)	9時～16時30分	一般
180	9月8日(土)・9日(日)	9時～16時30分	一般

**入間野中学校** 北入曽1028 1

181	8月1日(水)・2日(木)	9時～16時30分	一般
182	8月6日(月)・7日(火)	9時～16時30分	一般
183	8月8日(水)・9日(木)	9時～16時30分	一般
184	8月13日(月)・14日(火)	9時～16時30分	一般

**堀兼中学校** 堀兼1237

185	8月4日(土)・5日(日)	13時～20時30分	一般
186	8月25日(土)・26日(日)	13時～20時30分	一般
187	9月8日(土)・9日(日)	13時～20時30分	一般

**狭山台中学校** 狭山台4 26

188	8月4日(土)・5日(日)	9時～16時30分	一般
189	8月11日(土)・12日(日)	9時～16時30分	一般
190	8月18日(土)・19日(日)	9時～16時30分	一般

**西中学校** 広瀬東3 23 1

191	8月4日(土)・5日(日)	9時～16時30分	一般
192	8月25日(土)・26日(日)	9時～16時30分	一般

**柏原中学校** 柏原2520 11

193	8月11日(土)・12日(日)	9時～16時30分	一般
194	9月8日(土)・9日(日)	9時～16時30分	一般

**教育センター** 狭山台2 7 4

195	9月4日(火)・6日(木)・11(火)・13(木)	9時～12時	一般
196	9月18日(火)・20日(木)・25(火)・27(木)	9時～12時	一般

問い合わせ社会教育課へ内線5673

改正された条例は  
6月1日から適用

一層のダイオキシン類の排出抑制を図るため、条例の一部を改正しました。  
主な改正点は次のとおりです。

大気中のダイオキシン類の目標値の改正、土壌中の目標値の新設

大気中のダイオキシン類の目標値		土壌中のダイオキシン類の目標値
改正前	改正後	
0.8pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	0.2pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	250pg-TEQ/g以下

市の廃棄物焼却施設の排出ガスの目標値の改正

廃棄物焼却施設	ダイオキシン類の目標値	
	改正前	改正後
狭山市第一環境センター	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下	(改正前と同じ)
狭山市第二環境センター	0.5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下	0.2ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下

事業者が設置する焼却炉の排出ガスの目標値の改正

改正前	改正後		
大型焼却炉の規模	ダイオキシン類の目標値	焼却炉の種類 (1時間当たりの焼却能力)	ダイオキシン類の目標値
焼却能力が1時間当たり200kg以上2,000kg未満	5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下	小型焼却炉 (30kg以上50kg未満)	2.5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下
		大型焼却炉 (50kg以上2,000kg未満)	2.5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下
焼却能力が1時間当たり2,000kg以上4,000kg未満	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下	大型焼却炉 (2,000kg以上4,000kg未満)	(改正前と同じ)
焼却能力が1時間当たり4,000kg以上	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N以下	大型焼却炉 (4,000kg以上)	(改正前と同じ)

排出ガスの目標値については、平成14年12月1日から適用されます。  
 ・pg ピコグラム)・・・1兆分の1グラム  
 ・ng ナノグラム)・・・10億分の1グラム  
 ・m<sup>3</sup>N ノルマル立法メートル)・・・温度が0度で1気圧の標準状態での気体の容積  
 ・TEQ 毒性等価換算濃度の略)・・・いろいろなダイオキシンを最も毒性の強いダイオキシンに換算して表したもの

# 狭山市ダイオキシン類の排出の抑制に関する条例を改正

大気などの汚染を防止し、市民の皆さんの健康や生活環境を守っていただくことを目的に、狭山市ダイオキシン類の排出の抑制に関する条例を平成11年4月から施行していましたが、より一層の排出抑制を図るために、条例の一部を改正しました。主な改正点を中心に概要をお知らせします。

市民、事業者、市がそれぞれの立場でダイオキシン類の排出抑制をして

いきましょよ。

不適切な焼却は禁止です

野焼きなどの不適切な焼却は、今まで同様禁止です。ただし、次の場合は、一定の条件の下で除かれます。  
 病害虫の防除や、肥料作りのための落ち葉、枝、不用農作物などの焼却  
 お札の焼却、護摩をたくことなど  
 の宗教上の行為、その他慣習、行事など

簡易焼却炉は使用禁止です

焼却能力が1時間当たり30kg未満の簡易焼却炉は、使用自粛から原則使用禁止となりました。

環境調査を実施します

ダイオキシン類による大気、土壌などの汚染の状況を把握するため、引き続き定期的な調査を行い、速やかに結果を公表します。

ストップ！野焼きやドラム缶などのごみ焼却ダイオキシンなどの発生への不安や煙、臭いに対する苦情が寄せられています。野焼きやドラム缶、簡易焼却炉を使ったごみの焼却はやめましょよ。

不適切な焼却の監視をしていきます  
 不適切な焼却を防止するための監視活動を引き続き行います。また、必要ときは、事業者や市民の皆さんに、指導または勧告を行います。

排出ガス調査に立ち会います  
 焼却炉を所有する事業者で排出ガス中のダイオキシン類調査を実施する場合は、事前に市への報告と、当該調査への市の立ち会いについて協力するよう求めます。

問い合わせダイオキシン対策チームへ内線3651